

職員団体(全労働省労働組合秋田支部)交渉議事概要

秋田労働局当局(以下「当局」)は、令和5年11月1日午後5時45分から全労働省労働組合秋田支部執行委員長(以下「支部」)と交渉を行いました。

交渉の概要は、以下のとおりです。

【支部】

1 労働行政体制の拡充について

労働行政の役割に相応しい体制を確保するため、非常勤職員を含めた労働行政職員を大幅に増員していただきたい。また、窓口取扱時間(受付時間)の設定部署を拡大していただきたい。

2 賃金の改善等について

一時金の支給月数の引上げや寒冷地手当の支給改善を含め、公務員賃金を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善していただきたい。

3 定年延長を始めとする高齢期雇用の課題について

定年年齢の引き上げに関わって、60歳を超える職員の賃金を引き下げるとは明白な年齢差別であることからこれを行わず、職務・職責に応じた水準とし、かつ高齢期にふさわしい生活が維持できる水準としていただきたい。また、再任用前の年次休暇残日数を繰り越せるようにしていただきたい。

なお、定年延長制度の導入に伴い人事担当者の業務負担が増大して大変だと思いが、今後更なる確かな事務処理をお願いしたい。

4 都道府県労働局のあるべき人事制度について

専門性の維持・向上のため技官の採用を再開していただきたい。また、基準系事務官の十分な採用数の確保と労働基準監督官や均等系統職員のキャリアパスを明確にしたい。

5 人事異動期の諸課題について

高額な引越費用を負担している職員に対して早期の赴任旅費の支給を行っていただきたい。また、移転料について、3者見積もりの取扱いなど支給要領のさらなる改善をお願いしたい。

6 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員の定員数が確保できる予算要求を行っていただきたい。また、大幅な改善改善並びに、期間業務職員に係る公募要件の撤廃をお願いしたい。

7 労働条件、職場環境の改善について

狭あい・老朽化した庁舎と労働局分庁舎の解消を図り、文書保管や休憩に十分なスペースを確保していただきたい。実効ある各種ハラスメント・メンタルヘルス対策を講じていただきたい。

8 秋田支部独自要求について

現在支給対象外となっている男鹿市及び由利本荘市も、県内他地域と冬季間の費用負担が生じていることから寒冷地手当を支給するようにしていただきたい。また、物価、燃料高騰に見合った支給金額の増額をお願いしたい。

【当局】

1 労働行政体制の拡充について

現状の定員数では十分とは言い難いものと認識しており、厚生労働本省としても必要十分な定員の確保に省を挙げて取り組むと聞いていることから要求の趣旨を上申したところである。

また、行政事務の簡素・合理化について、本省や局に対する要望事項の提案を随時受け付け、局内で実施可能なものについては速やかに実施することとしており、組合員のみならずさまざまから要望事項の積極的な提案をお願いしたい。

なお、窓口取扱時間(受付時間)の設定部署の拡大については、制度に関わる要求であり、小職の権限を越えるものであることから要求の趣旨を上申したところである。

2 賃金の改善について

賃金は労働条件の基本であり、職員及びその家族の生活を支えるものであることから、物価が高騰するなか職員が安心して職務に精励できる水準が求められると考えている。労働に相応しい賃金を求めるのは労働者として当然の要求であり、要求の趣旨を上申したところであるが、関係機関へも改善の必要性を訴えてまいりたい。

3 定年延長をはじめとする高齢期雇用の課題について

豊富な知識、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できるよう 60 歳到達後の職員の活用に当たっては、必要な情報を職員に提供するとともに、可能な限り希望に沿った任用に努めてまいりたい。また、60 歳を超える職員の賃金を引き下げるとは、職員の勤務意欲、士気の低下を招くものであり受け入れ難いものと理解するが、年次休暇残日数の繰り越しなど再任用職員の処遇改善も含め、制度に係る要求については小職の権限を越えるものであることから、その趣旨について上申したところである。

なお、定年延長制度の導入に伴う業務負担は認識しているところであるが、高齢期のすべての職員がしっかりと制度を理解できるよう周知に努めるとともに、支部主催の研修

等があれば講師の派遣要請などにも積極的に応じてまいりたい。

4 都道府県労働局のあるべき人事制度について

基準系事務官については、近年相応の採用数を確保してきているが、今後も関係機関に働きかけを行い継続的な採用に努めてまいりたい。労働基準監督官及び均等系統職員のキャリアパスの的確な構築については、技官の採用再開とともに理解できる要求であるが、制度に関わる要求であり小職の権限を越えるものであることから、要求の趣旨を上申したところである。

5 人事異動期の諸課題について

赴任旅費については早期支給に向けた予算確保に尽力してまいりたい。また、移転料の実費払化に伴い、異動者及び支給事務担当者の双方にとって負担になっている点もあることから、会計制度の制約の中ではあるが、負担軽減が図られるよう努めてまいりたい。

6 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員は労働行政の運営になくてはならない存在と十分認識しているところであるが、労働条件改善を求める要求については、法令や制度に関わるものであり、小職の権限の及ばないところであることから要求の趣旨を上申したところである。

7 労働条件、職場環境の改善について

築後 40 年前後が経過し老朽化の目立つ庁舎が多く、休憩室や文書保管スペースが不足している庁舎があることも認識しており、現在横手署所の建て替えに向けた関係機関との調整を進めているところである。引き続き、貴支部や各管理者を通じ各分会との意見交換を行いながら、現庁舎の有効活用を図ってまいりたい。なお、民間ビルの新規スペースの借上げは財務からの了承を取り付けるのが困難な状況であるが、今後問題意識を持ちながら休憩室確保に向け、好機を逃さないよう努めてまいりたい。

また、各種ハラスメントに対しては繰り返し研修を実施することなどにより、ハラスメントの根絶に引き続き努めてまいりたい。

8 秋田支部独自要求について

冬季の費用負担は御指摘のとおりと考えている。寒冷地手当については貴支部だけでなく両市に所在する分会からも同様の要求があったと上申を受けており、極めて重要な要求として本省へ伝えたほか、昨年度に引き続き、来る 11 月 29 日に人事院東北事務局長へ要請を行うこととしている。また、各分会からの独自要求については、それぞれの管理者から上申を受けており、対応可能な要求も含まれていたことから、緊急度等を勘案しながら実現に向けて取り組んでまいりたい。